

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	就学援助制度における医療費援助関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市教育委員会は、就学援助制度における医療費援助関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

就学援助制度における医療費援助関係事務では、内部による不正利用の防止のため、パスワードと生体による二要素認証を導入し、システムの操作者を限定している。

評価実施機関名

甲府市教育委員会

公表日

令和3年11月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助制度における医療費援助関係事務
②事務の概要	<p>甲府市は、学校保健安全法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>甲府市が設置する小学校、中学校の児童又は生徒が、感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかり、学校において治療の指示を受けたときは、生活保護に規定する要保護者、要保護者に準ずる程度に困窮している者を対象として、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行う。</p> <p>番号法の別表第二に基づき就学援助に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	エクセル(表計算ソフト)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 27項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第23条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (情報照会の根拠):38の項 (情報提供の根拠):26,87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠):第24条 (情報提供の根拠):19,44 の各条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	学事課
②所属長の役職名	学事課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	甲府市 教育委員会学事課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	甲府市 教育委員会学事課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	I 1. ②事務の概要	甲府市は... 番号法の別表第二に基づき就学援助に関する...	甲府市は... 番号法の別表第二に基づき就学援助に関する...	事後	
平成29年5月22日	I 5. ②所属長	櫻林 英二	宮川 正孝	事後	
平成30年8月1日	I 5. ②所属長	学事課長 宮川 正孝	学事課長	事後	
平成30年8月1日	I 7. 請求先	甲府市 教育委員会教育部学事課	甲府市 教育委員会学事課	事後	
平成30年8月1日	I 8. 連絡先	甲府市 教育委員会教育部学事課	甲府市 教育委員会学事課	事後	
平成31年2月4日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	甲府市は	甲府市教育委員会は	事後	
平成31年2月4日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条および別表第1 第27号	番号法第9条 別表第一 27項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第23条	事後	
平成31年2月4日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 同法別表第2第26号、第38号、第87号	番号法第19条第7項 別表第二 (情報照会の根拠):38の項 (情報提供の根拠):26.87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠):第24条 (情報提供の根拠):19.44 の各条	事後	
平成31年2月4日	IV 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	
平成31年2月4日	IV 2. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
平成31年2月4日	IV 3. 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
平成31年2月4日	IV 3. 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
平成31年2月4日	IV 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない	事後	
平成31年2月4日	IV 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない	事後	
平成31年2月4日	IV 6. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
平成31年2月4日	IV 6. 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
平成31年2月4日	IV 7. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		十分である	事後	
平成31年2月4日	IV 8. 実施の有無		[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
平成31年2月4日	IV 9. 従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	
令和3年11月15日	I 4-②	番号法第19条第7項 別表第二 (情報照会の根拠):38の項 (情報提供の根拠):26.87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠):第24条 (情報提供の根拠):19.44 の各条	番号法第19条第8号 別表第二 (情報照会の根拠):38の項 (情報提供の根拠):26.87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠):第24条 (情報提供の根拠):19.44 の各条	事後	
令和3年11月15日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月15日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	